

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 2020年度監査報告について

2021年5月1日

一般社団法人兵庫県社会福祉士会

会長 谷口 弘 様

監事 塩尻 点

監事 土谷 長子

監査報告書の提出について

本会定款第42条 監事監査等に関する規程に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。

以上

## 2020年度 監査報告書

本会監事 塩尻点、同 土谷長子は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「同会」という。）第21回総会（2020年3月22日開催）、および第23回総会（2021年3月27日開催）の議決に基づき、2020年4月1日から2021年3月31日までの期間について記載された同会の事業報告および貸借対照表、収支計算書等の計算関係書類（以下、「計算関係書類」という。）の内容について、同会理事会の職務執行状況を示す報告、説明および各種書類に基づいて監査を行いました。

それらについて、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査方法の概要

各監事は、事業報告および計算関係書類の内容について監査を行うにあたり、同会定款に基づいて理事会その他重要な会議に出席した他、本会定款、規約、規程、規則に基づいて各担当理事、各委員会の長、事務局長および各担当者からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本会および各委員会において事業及び収支の状況を調査し、必要に応じて各委員会の長に対し活動の報告および説明を求めました。

また、会計担当理事および事務局担当者から報告および説明を受け、計算関係書類、附属明細書および証憑などの各種書類について検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告は、同会の事業執行状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 計算関係書類は、同会の予算執行および財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 計算関係書類、附属明細書および証憑は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 理事会の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは本会定款、規約、規程、規則に違反する重大な事実はありません。

### 3. 意見

#### (1) 本会諸規程と事業運営管理の整合について

諸規程の整備が進み本会会員ホームページに掲載され、広く会員が確認できるようになりました。おおむね規程に沿って事業運営をしていますが、今後はデジタルデータの活用や事務局員在宅ワークの推進などコスト負担が少なくなる工夫を一層進めて、事業運営の実態に見合うよう規程の改訂をするなど、諸規定と事業運営の実態の整合に努力してください。

#### (2) 事業予算策定と予算執行管理について

公益法人向け会計ソフトの導入により、法人全体の財務状況を確認しやすくなりました。予算執行管理の仕組みにも透明性が増しており、会計監査もスムーズにできました。しかし、受託事業の補正予算措置を実施することが定例になりつつあり、各種事

業の計画と具体的な運営管理については、予算策定と予算執行管理の精度に問題があります。中長期的な視点で受託事業の展開を予測すると共に、受託事業に依存しない本会独自の自主事業の開発についても議論を始める時期に来ていると思います。

### (3) with コロナ時代の事業開発について

2020年度は新型コロナ対応としてオンライン会議・オンライン研修の推進を積極的に進めることができました。これは理事会や委員会の会議運営コスト軽減に寄与した面もありますが、デジタル機器の追加整備やオンライン研修運営業務のための事務局員の勤務負担増など、新たなコスト負担もありました。

本会は、公益性の高い受託事業や独自研修を企画運営しており、事業内容は年々変化しています。社会福祉士の専門性を地域の生活課題解決に活かしていくために、地区ブロックや各種委員会などをむすびつけて新たな活動を模索していく必要があります。

### (4) 法人資金の計画的な活用について

(1)(2)において意見した通り、ここ数年の法人事業及び資金の改善は評価できません。しかし、今年度以降のwith コロナ時代にふさわしい社会福祉士会の活動については、事業継続性を考慮し資金繰りをしていく必要があります。具体的には「設備整備についての積み立て」、「事務局人件費についての積み立て」、「災害対応についての積み立て」を通して、資金計画を明確にし、会員全体が納得できる資金計画を策定していくことを提案します。

2021年5月1日作成

一般社団法人兵庫県社会福祉士会  
会長 谷口 弘 様

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 監事 塩尻 点

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 監事 土谷 長子